平成２６年（フ）第２２号
宮崎県小林市南西方4245番地１
債務者　橋口　祐太
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田建太郎
４　破産債権の届出期間　平成26年７月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第７１号
滋賀県彦根市旭町５番20号
債務者　羽野　千佳
１　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日比野貴子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１８８号
新潟市江南区俵柳151番地６
債務者　松原瑠美子
１　決定年月日時　平成26年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０１号
宮城県塩竈市長沢町３番18号
債務者　赤間　亜弥
１　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮部　　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８９号
愛媛県松山市和泉南３丁目12番31号
債務者　田中　　隆
１　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石光　真理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４５号
北九州市八幡西区鷹見台１丁目３番12号
債務者　笹部誠一郎
１　決定年月日時　平成26年６月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　圭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前11時35分
５　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４３１号
神戸市北区ひよどり台南町２丁目２番地の43、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字白坂1022番地の52
債務者　柏原明黄子
１　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浦本　真希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２号
兵庫県伊丹市中野東１丁目104番地１　ディアステージ昆陽池公園601号
債務者　カフェレストランのらくろこと　中井　高志
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武本夕香子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目38番地10、前住所兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目50番地　Ａ―207
債務者　水本　節夫
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
愛媛県松山市土居田町565番地２　ハイツプリティ207号
債務者　山本　利春
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午後４時
５　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５４号
愛媛県松山市北斎院町903番地の４
債務者　黒田　朱実
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２３号
埼玉県秩父市上宮地町23番９号
債務者　野坂　武史
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮785番地　サニーコート205
債務者　西畑　　弘
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２４号
和歌山市山口西506番地
債務者　苅北真里子
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４５号
和歌山市松島170番地の19
債務者　新居三起子
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４６号
和歌山県紀の川市下井阪394番地
債務者　酒谷　博樹
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６６号
和歌山市太田２丁目11番29―205号　コーポニューおおた
債務者　髙垣　敞安
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係